

2016年1月20日 全6頁

バーゼル委、マーケット・リスクの改定（速報版）

【BCBS 最終規則】 上場株式はトレーディング勘定で公正価値評価

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2016年1月14日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」（最終規則文書）を公表している。
- 最終規則文書は、三度の市中協議を経た「トレーディング勘定の抜本的見直し」により、バーゼル規制上のマーケット・リスクの枠組みを改定するものである。
- 最終規則文書の主要な特徴は、①内部モデル方式の改定、②標準的方式の改定、③期待ショートフォールの導入（バリュエーション・リスク（VaR）の廃止）、④市場流動性リスクの包括的勘案、⑤トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し、の5点である。
- BCBS が実施した影響度調査（最終規則文書が2015年6月末に完全実施されたと仮定）によると、現行の枠組みではマーケット・リスク相当額がリスク・アセット全体に占める割合は約6%であるのに対して、最終規則文書による改定後の枠組みではその割合は10%弱となる。また、最終規則文書による改定後のマーケット・リスクの総所要自己資本は、現行の枠組みと比して、中央値では22%（加重平均では40%）増加すると見込まれている。
- 最終規則文書によると、現行のマーケット・リスクの枠組みとは異なり、上場株式は原則としてトレーディング勘定に割り当て、公正価値評価を日次で行い、その変動を損益計算書（P&L）にて認識しなければならないこととされている。この変更は、銀行によっては小さくない影響をもたらすものと思われる。
- 銀行は、2019年12月31日までに、最終規則文書に基づく報告をしなければならない。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 最終規則文書の概要	2
■ 3. トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し	3
■ 4. 実施時期	6
■ 5. おわりに	6

1. はじめに

2016年1月14日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」（以下、「最終規則文書」）を公表している¹。

最終規則文書は、三度の市中協議を経た「トレーディング勘定の抜本の見直し」²により、バーゼル規制上のマーケット・リスクの枠組みを改定するものである。

本稿では、最終規則文書の概要を簡潔に紹介する。

2. 最終規則文書の概要

最終規則文書の主要な特徴は、次の5点である。

(1) 内部モデル方式の改定

最終規則文書は、マーケット・リスクの測定方法の一つである内部モデルについて、監督当局が個々のトレーディング・デスクに対する内部モデルの承認を除外するという、より厳格なモデル承認プロセスを導入している。また、主要なリスク・ファクターについて銀行間でより一貫性のある識別・資本賦課を求めるほか、ヘッジ・分散による資本賦課の低減効果に制約を課している。

(2) 標準的方式の改定

最終規則文書は、マーケット・リスクの測定方法の一つである標準的方式について、リスク

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p160114.htm>)

² 最初の市中協議は2012年5月 (<http://www.bis.org/press/p120503.htm>)、二度目の市中協議は2013年10月 (<http://www.bis.org/press/p131031.htm>)、三度目の市中協議は2014年12月に行われている (<http://www.bis.org/press/p141219.htm>)。「トレーディング勘定の抜本の見直し」の背景や概要については、二度目の市中協議に係る以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「トレーディング勘定の抜本の見直し①」(鈴木利光) [2014年1月28日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140128_008142.html)
- ◆ 「トレーディング勘定の抜本の見直し②」(鈴木利光) [2014年5月23日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140523_008560.html)

感応度を強化し、内部モデル方式の予備（fallback）としての機能を付与している。

(3) バリュースコア・リスク（VaR）から期待ショートフォールへ

最終規則文書は、先般の金融危機のような実現可能性の低いリスク、すなわちテイル・リスクを捕捉すべく、現行のバリュースコア・リスク（VaR）の使用を取り止め、期待ショートフォールを導入している。

(4) 市場流動性リスクの包括的勘案

最終規則文書は、急激かつ重大な市場流動性の毀損リスクを緩和すべく、マーケット・リスク指標に、リスク・ファクターごとに割り当てられた流動性ホライズン（10日から120日）を適用している。

(5) トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し

最終規則文書は、規制上のトレーディング勘定と銀行勘定の割り当てに係る規制裁定を防止すべく、両勘定の境界をより客観的なものに見直している。

この点については、後述の3.を参照されたい。

3. トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し

現行のマーケット・リスクの枠組み上、トレーディング勘定の定義³は、次のとおりである。

【現行の枠組み：トレーディング勘定の定義】

トレーディング（短期売買）の意図がある、又はヘッジ目的の取引で以下の要件を全て満たすポジション

- ①. 取引可能性に制限がない、又はヘッジが完全に可能である。
- ②. ポジションの価値が頻繁かつ正確に評価されている。
- ③. ポートフォリオが能動的に管理されている。

（出所）パーゼルⅡテキスト 685 項及び「トレーディング勘定の抜本的見直し 市中協議文書の概要」（2012年6月 金融庁/日本銀行）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

これに対して、銀行勘定とは、トレーディング勘定に含まれないポジションをいう。

³ わが国では、トレーディング勘定は「特定取引勘定」と定義されている（銀行法施行規則13条の6の3参照）。

現行のマーケット・リスクの枠組みにおけるトレーディング勘定と銀行勘定の境界をイメージ化すると、図表1のようになる。

図表1 現行の枠組み：トレーディング勘定と銀行勘定の境界（イメージ）

＜銀行勘定＞	＜トレーディング勘定＞
【概要】 <ul style="list-style-type: none"> • トレーディング勘定に含まれないポジション • リスク捕捉対象は資産側のみ • 信用リスク（デフォルト・リスク）を捕捉 【対象エクスポージャー】 <ul style="list-style-type: none"> • 貸出金 • 満期保有目的有価証券 • その他有価証券（国債、政策保有株式等）等 	【概要】 <ul style="list-style-type: none"> • 短期売買・ヘッジ目的のポジション • 資産・負債両方のポジションが捕捉対象 • マーケット・リスク（価格変動のリスク）を捕捉 【対象エクスポージャー】 <ul style="list-style-type: none"> • 売買目的有価証券（売買目的の債券、株式、為替、デリバティブ等）

（出所）「トレーディング勘定の抜本的見直し 市中協議文書の概要」（2012年6月 金融庁/日本銀行）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、現行のマーケット・リスクの枠組みにおけるトレーディング勘定と銀行勘定の境界の重要な決定事項は、銀行にトレーディングの意図があるかどうかである。「これは本質的には主観的な基準であり、一部の国において、監督が難しく、かつ健全性維持の観点から不十分な基準であることが判明した。また、類似したリスクに対する資本賦課がそれぞれの勘定によって大きく異なることにより、危機の直前及び最中において、全般的な資本賦課の枠組みが規制裁定を受けやすいことも判明した」⁴。

そこで、最終規則文書は、両勘定の境界をより客観的に定める改定をしている。

具体的には、まず、次のいずれかの保有目的を満たす金融商品はトレーディング勘定に割り当てなければならない。

【最終規則文書：トレーディング勘定の定義】

次のいずれかの保有目的を満たす金融商品

- (a) 短期売買の意図
- (b) 短期の値動きから利益を得る意図
- (c) 裁定取引の意図
- (d) 上記 (a) (b) (c) のいずれかの保有目的をもって保有する金融商品がもたらすリスクをヘッジする目的

（注）上記のいずれの保有目的をも満たさない金融商品は、銀行勘定に割り当てなければならない。なお、監督当局は、銀行によるトレーディング勘定又は銀行勘定への割り当ての根拠が不十分であるとした場合、銀行による割り当てとは異なる割り当てを命じることができる。

（出所）最終規則文書12項を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴ 金融庁「トレーディング勘定の抜本的見直し：マーケット・リスク枠組みの改定＜要旨＞（仮訳）」（2013年10月）

トレーディング・デスク⁵で管理されている金融商品、銀行勘定の株式のネット・ショート・ポジションを取る金融商品等は、前記 (a) から (d) のいずれかの保有目的を満たすとみなされ、トレーディング勘定に割り当てられる。

最終規則文書は、金融商品等について図表 2 のとおり分類されるという一般的な推定を示すことで、トレーディング勘定と銀行勘定の境界をより客観的なものとしている。

図表 2 最終規則文書：トレーディング勘定と銀行勘定の境界（推定）

＜銀行勘定＞	＜トレーディング勘定＞
<ul style="list-style-type: none"> • 非上場株式 • 証券化を目的に保有する金融商品 • 不動産 • 個人・中小企業向け与信 • ファンド向けエクイティ出資のうち、ファンドを日次でルックスルーできないもの、及び/又は正式な価格を取得できないもの（※） • 上記の資産を裏付資産とするデリバティブ • 上記の資産の一定のポジションをヘッジする目的で保有する金融商品 	<ul style="list-style-type: none"> • 売買目的有価証券 • マーケットメイクを機に保有する金融商品 • ファンド向けエクイティ出資（左記の（※）を除く） • 上場株式（注） • レポ取引 • オプション（組込デリバティブ等）

（注）一定の上場株式については、監督上の検証に服しつつ、トレーディング勘定から除外することが認められる。「一定の上場株式」の例としては、繰延報酬制度から生ずる株式ポジション、エクイティ・キッカー（負債に付される新株予約権等）、負債から転換した株式等が挙げられている。

（出所）最終規則文書 15 項・16 項を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

トレーディング勘定に割り当てられた金融商品は、公正価値評価を日次で行い、その変動を損益計算書（P&L）にて認識しなければならないこととされている⁶。

銀行は、金融商品を両勘定のいずれに割り当てるべきかの方針について、文書化し、定期的（年 1 回以上）な内部監査を受け、さらに監督当局に提出しなければならない。

なお、図表 2 の推定でトレーディング勘定に割り当てられている金融商品を銀行勘定に割り当てるためには、監督当局の承認を受けなければならない。

このように、最終規則文書では、トレーディング勘定と銀行勘定の境界を定めるにあたって、量的な閾値（スレッショルド）を基準として設けておらず、引き続き一定の裁量が銀行及び監督当局に委ねられている。そのため、最終規則文書は、現行のマーケット・リスクの枠組みにおける規制裁定への懸念に対処すべく、両勘定間の付替えに厳格な制限を設けている⁷。

具体的には、ある金融商品を一度トレーディング勘定又は銀行勘定のいずれかに割り当てた

⁵ トレーディング・デスクとは、概ね、明確なリスク管理構造の範囲内で一定のビジネス戦略を実行する、トレーダー又はトレーディング・アカウントのグループをいう。

⁶ 最終規則文書 11 項参照

⁷ 現行のマーケット・リスクの枠組みでは、両勘定間の付替えに特段の制約は設けられていない。なお、わが国では、両勘定間の付替えは原則として禁止されており、すでに規制裁定行為が禁止されている点に留意された（銀行法施行規則 13 条の 6 の 3 参照）。

場合、「特別な事情」⁸がある場合を除いて、両勘定間の付替えを行うことはできないとしている。両勘定間の付替えを行うためには、監督当局の承認を受けた上で公衆縦覧に供さなければならない。両勘定間の付替えが認められた場合でも、「資本上の便益」を享受することは認められない。すなわち、銀行は、付替えの前後における総所要自己資本額を計算し、仮に付替え後に総所要自己資本額の低下がみられた場合は、その低下分を総所要自己資本額に加算（サーチャージ）しなければならない⁹。なお、ある金融商品につき両勘定間の付替えが認められるのは、一度だけである。

4. 実施時期

各国の監督当局は、2019年1月1日までに、最終規則文書を自国のルールに落とし込む作業を終えなければならない。

銀行は、2019年12月31日までに、最終規則文書に基づく報告をしなければならない。

5. おわりに

以上が、最終規則文書の概要である。

BCBSが実施した影響度調査（最終規則文書が2015年6月末に完全実施されたと仮定）によると、現行の枠組みではマーケット・リスク相当額がリスク・アセット全体に占める割合は約6%であるのに対して、最終規則文書による改定後の枠組みではその割合は10%弱となる。また、最終規則文書による改定後のマーケット・リスクの総所要自己資本は、現行の枠組みと比して、中央値では22%（加重平均では40%）増加すると見込まれている。

最終規則文書によると、現行のマーケット・リスクの枠組みとは異なり、上場株式は原則としてトレーディング勘定に割り当て、公正価値評価を日次で行い、その変動を損益計算書（P&L）にて認識しなければならないこととされている。この変更は、銀行によっては小さくない影響をもたらすものと思われる。

以上

⁸ 「特別な事情」が認められる例として、トレーディング・デスクの閉鎖や会計基準の変更が挙げられている。流動性の低下や保有目的の変更は、「特別な事情」とは認められない。

⁹ このサーチャージは、該当する金融商品が満期を迎えたり償還されたりした場合には、減額することが認められる。